

令和3年12月20日

## 論文発表会前の特許出願及び論文発表会の非公開化の徹底について

学内で創作された発明を確実に特許化し、社会実装を促すためには、論文発表会（博士論文発表会・修士論文発表会・卒業論文発表会）によって特許出願前に発明の新規性を喪失させないことが肝要である。各部局での現状に則して、以下の「1. 論文発表会前の特許出願」又は「2. 論文発表会の非公開化」の対応をお願いしたい。なお、「3. 新規性喪失の例外の適用」については、1又は2の対応ができなかった場合の例外措置であり、社会実装において不利となる場合もあることから推奨はしない。

### 1. 論文発表会前の特許出願

論文発表会の1ヶ月前までに発明届出書を提出し、論文発表会前に特許出願する。ただし、難しい場合には、共創機構へご相談いただくか、発表から特許内容を削除することも検討いただきたい。

### 2. 論文発表会の非公開化

本来、上記「1. 論文発表会前の特許出願」の対応をすべきではあるが、発明の完成から論文発表会までの期間が短く、出願の準備に十分な時間を確保できないといった理由により、やむを得ず出願前に発表する場合は、以下の措置（1）から（7）の全てを講じて論文発表会を運営することで、公知となることを防止する必要がある。

- （1）「公聴会」の名称は使用せず、プログラム、案内書などに、非公開であることを事前に明示する。
- （2）会場の入口に非公開である旨を明示する。
- （3）参加者を特定し（〇〇学部に限る、院生に限る、など）、会場への入場の際入口で守秘義務に同意する旨の誓約書に署名させ、身分証明書等で本人であることを確認する。署名した誓約書は、発明届出書とともに共創機構に提出する。
- （4）開会の際、主催者側が、発表会は非公開であり、秘密を保持すべき期間および守秘義務違反に対しては損害賠償を求めることもあることを宣言する。
- （5）開会に際し、撮影、録音の禁止を命じる。
- （6）発表資料、発表スライド、配付資料等全てに「秘密」である旨を明示させる。
- （7）閉会の際、配付資料を回収し、内容が公開されないよう保管し、又は破棄する。

ただし、非公開で開催した論文発表会の参加者が守秘義務に違反したために発明が公知となった場合、権利者の意に反して公開された発明として、「3. 新規性喪失の例外の適用」を受けられる可能性はあるが、社会実装において不利となる場合もある。

### 3. 新規性喪失の例外（特許法第 30 条）の適用

発表から 1 年以内に特許出願をし、「新規性喪失の例外」の適用を受ける。ただし、欧州・中国ではこれに類する規定は存在しないため、日本・米国のみでの特許取得となり、社会実装において不利となる場合もある。